

令和5年度 第4回 守山市障害者施策推進協議会における質問および事務局回答一覧				委員名
①資料番号	②ページ番号	③意見・修正等	対応案(事務局使用欄)	
1	もりやま障害福祉プラン2024 策定に係るパブリックコメントの最終結果について P5	No.8の意見に対する市の考え方について ・提出されたご意見は、「不安」と「課題」を具体的に述べておられる。これを受けて「民生委員・児童委員等との交流の機会・交流の場の持ち方については今後検討してまいります」とあるが、実施に向けた具体性がないため、市民児協事務局である市社協と早急に取組の具体化に向けて協議をお願いしたい。	地域での生活における不安と課題を受けての「民生委員・児童委員等との交流の機会・交流の場の持ち方」について、学区市民児協や研修の機会を活用するなど市民児協事務局である市社会福祉協議会と早急に取組についての協議を行う中、具体性をもった実施に繋げていきたいと考えております。	則本委員
2	もりやま障害福祉プラン2024 本編 12P	障害者関連法等整備の主な動き（「障害者総合支援法」施行以降）に国の法整備の記載があるが、県や市の条例も記載してはどうか	本編9Pからの(4)各分野の動向および(5)守山市の動向において、県や市の条例制定等の動きを記載しております。このことから、12Pの障害者関連法等整備の主な動き（「障害者総合支援法」施行以降）については現行のままといえます。	芝委員
2	もりやま障害福祉プラン2024 本編 58P	「②民生委員・児童委員の自主研修活動への支援や研修の実施」の項目で、本プランにおける取組として、「市社会福祉協議会と連携し、障害のある人への正しい理解や認識をさらに深めるための、民生委員・児童委員の自主研修を支援するとともに、障害者福祉に関する研修機会の充実を図り、地域での相談体制の充実をめざす。」とあり、実施に向けた具体化をしていただきたい。市社協では、もりやま地域共生大会等でも障害者福祉理解についての取組を推進しており、市としてしっかりとバックアップをしていただきたい。	障害のある人への正しい理解や認識をさらに深めるため、情報共有を図り、取組をともに推進してまいります。	則本委員
2		権利擁護について、知的障害、精神障害の方は後見人制度があり、財産の管理やトラブルがあった場合、間に入ってもらえたりするが、身体障害者などにはそういう制度がなく自分で財産の管理をしなければいけないので、何とかならないのかと思う。障害者の方は自分でお金を下ろすことが難しく、ヘルパーと一緒にカードの番号を言ってお金を下してもらわなければいけない。個人情報保護の観点からは良くないと思うので、どんな障害があっても自分の財産を安心して管理できる仕組みができればと思う。	地域福祉権利擁護事業は、判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活が送れるよう利用者との契約に基づき、行政手続き等や金銭管理等の支援を行う事業です。また成年後見制度は、物事を判断する能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選任することによって、本人を法的に支援する制度です。どちらも判断能力が不十分な人を対象とした事業です。一方、身体障害のある人は財産の管理の判断ができるものの、手続き面での支援等を必要とされ、個人情報保護の観点からのご不安を感じられる方もおられるかと思えます。各事業所において業務上の守秘義務については徹底されていると思いますが、県と連携を図る中、個人情報の扱いについての周知や研修を検討し、利用時の不安の払拭に努めてまいります。	玉川委員
		概要版は配布されるが、概要だけではあまり分からないので、もう少し細かいところまで分かるものにしてほしい。	概要版は、必要な部分を取りまとめ、手軽に見ただけのものとして作成しております。このことから、現行どおりの記載内容とさせていただきます。また、より詳しい内容についてはホームページ等で簡単にご覧いただけるようにしております。	大幡委員
2		この会議は障害に関する会議なので、皆さんは身体障害や発達障害が原因で不登校になると思われていると思うが、最近では、性的マイノリティが原因で学校になじめず不登校になり、苦しくなって、もっと追い込まれた場合、最悪自分で自分の命をというところもあるし、大きな災害の時に、避難所に行けず車や自宅で避難する人もいると思う。今回のプランに性的マイノリティの記述がなかったので、できればどこかに記載してほしいと思う。	本編16Pに記載のとおり、障害のある人をはじめとする全市民を対象としておりますことから、「性的マイノリティ」の方も対象として記載しております。令和5年6月に成立・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」をふまえ、本プランの基本理念「真の共生社会をめざして」に基づき、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会に向け取り組んでまいります。	玉川委員